

岐阜大学学長
森秀樹殿

岐阜大学職員組合
中央執行委員長 伊藤 昭
2012年6月28日

7月1日からの賃金の減額支給に関する質問および団体交渉の申し入れ

6月22日に行われた「賃金の減額支給」の説明会において、多くの人がある根拠、必要性について疑問を呈し、さらなる説明を求めたにもかかわらず、1時間という時間制限で説明会は打ち切られました。私たちは、今回の賃下げが労働法という観点からも、また社会的公平性という観点からも、全く不当であり、受け入れられないと考えていますが、それ以前の問題として、事実関係の説明としても、大学側の説明が極めて不十分、かつ誠実性に欠けるものであると考えます。また、「国立大学の給与削減分を景気対策の財源に充てる」との報道があり、「震災復興の財源」という賃下げの理由付けのひとつが揺らぎつつあります。

そこで、岐阜大学職員組合では、以下の質問事項について誠実に回答をして頂くとともに、その回答に基づいた団体交渉を求めます。なお、質問事項への回答は、予め団体交渉の前に、文書でお願いします。また団体交渉の結果を待たずに、給与改定の実施が強行されないことを求めます。

質問事項

1. 労働契約法では、不利益変更を行うためには、職員への十分な周知・説明が求められている。今回の説明会で、職員への説明が十分になされたと考えるのか、また今後、追加で説明会を開催するつもりはあるのか。
2. 同じ労働契約法では、原則として不利益変更には労働者の同意が必要とされている。今回の説明会で、職員の同意は得られたと考えるのか、職員の同意なしでも賃下げを実施するつもりなのか。そのことに違法性はないと考えるのか。
3. 減額が予想される運営費交付金は、全職員にたいして国家公務員並の賃下げを行ったときの金額、という説明であったが、この全職員の中に、病院の職員は含まれると考えているのか。
4. 病院職員が含まれているとすれば、(説明会では病院が独立採算であることを強調されていたが)その費用は全額、当初計画の病院予算で対応するつもりか。それとも、大学全体で負担

することになるのか。

5. 今回の賃下げ対象者の賃下げ総額が、病院を除く大学部分についての運営費交付金の削減額を上回らないことを保証できるか。もし上回った場合、過剰に減額した賃金を直ちに職員に返却することを約束できるのか。

6. 補正予算などによる国からの運営費交付金の強制的な減額が行われず、大学の方から自主的な返納を求められたときは、大学は自主的な返納は行わないと約束できるか。

7. 研究・教育の質を落とさずに、経費を削減することで、賃下げ幅を圧縮できないのか。もしできないとすれば、その根拠は何か。逆に、今回の賃下げによって、教育・研究の質は落ちないと考えているとすれば、その根拠は何か。

8. 今回の減額は「震災復興」を理由としている。「震災復興」のみに使われるという保証はあるのか。「国立大学の給与削減で生じた原資を景気対策に充てることを検討」との一部報道があるが、それをどう考えるのか。震災復興以外の目的での使用が明らかになった時には、減額支給を中止し、既削減分を返却すると約束できるか。

8. 給料が下がっても、年金掛金や税金、健康保険料は通常は直ちに下がらない(遅れて減額される)という理解で正しいか。それに対する対策を考えているのか。

9. 給与の減額支給が2年間であるということだが、2014年4月の給与水準が、2012年4月の水準から低下しないことを保証できるのか。

10. 給与体系がまったく別の契約職員に対して、本当に賃下げが必要なのか。運営費交付金の削減額の算定には、契約職員も含まれると考えるのか。

11. 経費の削減のため、役員給与の大幅な削減、役員数の削減を検討することはできないのか。今回の賃下げに対する「経営責任」をどう考えているのか。

上記質問と合わせて、

基礎データとして、各職種毎の、各賃下げ率に対応した、平成24年度、25年度の総人件費(削減前、削減後)を提出すること。例: H24年度、教員(xx%削減対象者)yy人、賃金総額(削減前aaa, 削減後bbb)のように。